

令和3年度奄美市VR動画を活用した観光誘客事業 公募型プロポーザル募集要項

1 業務名 令和3年度奄美市VR動画を活用した観光誘客事業

2 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業を取り巻く状況は大きく変化を続けている。近年、旅行客の来島が増加傾向にあった奄美大島においても影響が大きく、来客数の大幅な減少により観光事業者を中心とする様々な産業で業績が悪化している。そのため、今後の着実な誘客回復には、中長期的な取組の推進が必要である。

本事業は、島外の観光PRイベント、旅行素材説明会及びインターネット上で、仮想現実（以下「VR」という。）の技術を用いて奄美大島の自然、文化や歴史、グルメ、アクティビティなど様々な魅力を複合的に紹介することにより、奄美大島の認知度向上を図るとともに、観光客の誘客を促進することを目的とする。

3 業務内容

上記2の事業目的を踏まえ、別紙1「令和3年度奄美市VR動画を活用した観光誘客事業業務委託仕様書」に定める内容とする。

4 募集方法：公募型プロポーザル方式

5 履行期限：令和4年2月28日（月）

6 提案上限額：10,000,000円（税込）

7 参加資格

- (1) 本業務における主たる業務を実施する能力を有していること。なお、本業務における「主たる業務」とは本業務の遂行に係る企画立案、運営及び資金管理並びに事務局との連絡調整を指す。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 奄美市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条もしくは第19条の規定による破産手続き開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む）または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者かつ申立てをされていない者（更生計画また

は再生計画が認可された者を除く) であること。

- (6) 奄美市暴力団排除条例(平成25年3月27日条例第7号)に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) 契約締結までに上記の条件を満たさなくなったときは、その時点で失格とする。
- (9) 過去、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)、地方公共団体又は公共的団体が発注した、観光プロモーション動画制作業務等(以下、「類似業務」という。)を複数回受託した実績があること。
- (10) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格(1)ないし(6)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、参加資格(8)の要件を満たす者であること。

9 失格要件

次のいずれかに該当する場合には、その参加者は失格とする。

- (1) 本プロポーザルに関して、直接・間接を問わず、本市関係者に不正な接触や要求をした場合。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (3) 指定する様式(以下「様式」という)によらない場合
- (4) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (5) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (7) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (8) 許容された表現方法以外の表現を用いている場合。
- (9) 虚偽の記載があるものや盗用した疑いがあると認められる場合(契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする)。
- (10) その他「募集要項」の諸条件に違反した場合

10 評価基準・評価方法等

(1) 一次審査

選定委員会の審査委員はそれぞれ、下記(3)評価基準に基づき、提出された企画提案書の内容について点数化した審査を行う。審査委員の点数の合計が高い上位5者は二次審査(プレゼンテーション審査)への参加資格を有することとする。二次審査への参加資格を有する者について、令和3年6月18日(金)までに、個別に連絡をする。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

参加申込者は提出した企画提案書の内容に基づくプレゼンテーションを行う。プレ

ゼンテーション審査会において、選定委員会の審査委員は必要に応じてヒアリング等を実施し、内容を総合的に評価する。

なお、開催場所は奄美市を予定しているが、新型コロナウイルス感染状況によりWeb等を利用したオンライン審査に変更される場合がある。

※プレゼンテーション時間は30分（プレゼン20分、質疑応答10分）を予定。パソコン及びモニターは市が準備するが、パソコンは企画提案者が持ち込んでもよい。また、プレゼンの持ち時間の範囲内で、企画提案者はVRゴーグルを持ち込んで審査委員（6名予定）に体験をさせるプレゼンを行ってもよい。その場合はプレゼン審査の1週間前までに奄美市紬観光課あてに連絡をすること。

※プレゼンテーションで使用する資料は企画提案書と全く同じものでなくてもよい。ただし、資料は企画提案書に添い、かつ補足する内容とし、企画提案書を超える新たな提案は認められない。

(3) 評価・審査基準

審査にかかる評価項目及び評価基準は次の表のとおりとする。

評価項目	評価の視点
業務体制・スケジュール	管理責任者及びスタッフが適正に配置され、実現可能なスケジュールとなっているか
見積金額	適正な見積金額が提示されているか
類似業務実績	類似の業務の実績があるか
提案内容	提案内容が本業務の目的に沿ったものか
	・奄美大島の誘客促進につながる効果的な映像制作となっているか
	・調達予定の機器は仕様書の様式に合っているか
	・優れた撮影編集技術を持つ者を起用しているか

最終的に評価点の高い上位3者について、審査委員の審議により契約候補者、次点順位者及び次々点順位者を特定する。

なお、参加申込者が2者未満の場合であっても、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

(4) 審査結果

二次審査の審査結果については、二次審査に参加した全参加者に対して文書にて通知するとともに、奄美市ホームページにて契約候補者のみ公表する。なお、選考の過程は非公開とし、審査内容や審査経過の問合せ、選考結果の異議申し立て等については受け付けない。

11 スケジュール

(1) 全体日程

事業者選定の実施に係る概ねのスケジュールは以下のとおりであるが、新型コロナウイルス感染症による情勢等により、変更される場合があるものとする。

1	項目	期限等	備考
2	募集要項の閲覧・募集期間	令和3年5月10日(月) ～5月21日(金)	
3	質問の受付期限	令和3年5月19日(水)	12:00まで
4	質問の回答日	令和3年5月20日(木)までに回答	予定
5	参加申込書等の提出期限	令和3年5月21日(金)必着	17:00まで
6	企画提案書等の提出期限	令和3年6月11日(金)必着	17:00まで
7	一次審査	令和3年6月中旬	
8	二次審査(プレゼンテーション)	令和3年6月28日(月)	
9	契約	令和3年6月下旬	

(2) 本プロポーザルに関する質問の受付と回答

①質問期限 令和3年5月19日(水) 12:00まで

②質問方法 「質問書」(様式3)に記載の上、電子メールで送信すること。

※件名の先頭に【質問書】と記載し送信後、電話により受信確認を行うこと。

③回答方法 令和3年5月20日(木)までに質問者名を伏せたうえで、奄美市ホームページで回答する(予定)。

(3) 参加申込書等の提出

提出期限 令和3年5月21日(金) 17:00まで

提出方法 郵送又はメール送信によること。

郵送・・・参加申込書(様式1)、会社概要・過去の業務実績一覧(様式2)に記載の上、原本を送付すること。

メール・・・参加申込書(様式1)、会社概要・過去の業務実績一覧(様式2)に記載の上、原本のPDFを送信すること。なお、件名の先頭に【参加申込書等】と記載し、送信後は電話により受信確認を行うこと。

(4) 参加者番号の交付

(3)による参加申込者へ参加者番号を交付することとし、参加者番号は令和3年5月24日(月)から同月28日(金)までの間に参加申込者に対して個別に連絡する。参加者番号については提案書に記載が必要になるため下記(5)③を確認すること。

(5) 企画提案書等の提出

①提出期限 令和3年6月11日(金) 17:00まで (必着)

②提出方法 奄美市商工観光情報部観光課まで郵送または持参

③提出書類 「企画提案書等の作成について」(別紙2)のとおり

12 契約の締結

(1) 契約方法

契約手続きは、奄美市契約規則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 41 号）の定めるところにより契約候補者と業務の契約交渉を行い、契約を締結するものとする。

ただし、この交渉が不調となった時、審査により選考された契約候補者が正当な理由なく契約しない時、又は参加資格を失した時は、選考委員会における次点順位者と業務の契約交渉を行い、契約を締結するものとする。

(2) 契約履行期間

契約締結日から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

(3) 契約予定金額

10,000,000 円（税込）を上限とし提案のあった金額

※原則上記(2) 契約期間の変更に伴う金額の変更はないものとする。ただし下記(4)のとおり市との協議による実施内容の変更に伴い金額が変更される場合がある。

(4) 契約の取扱い

①提出された企画提案書の内容は尊重するが、本プロポーザルの目的は受注適格者を選考するためのものであるため、当該企画をそのまま採用するものではない。

②実施内容については奄美市と充分協議を重ねた上で決定するものである。

13 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に伴い発生した費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 同一事業者が参画する複数の企画提案は認めない。ただし複数の企画提案のいずれも共同企業体の代表以外の構成員である場合はこの限りでない。
- (3) 企画提案書は仕様書の内容を十分に踏まえ作成したものとする。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本契約により制作された資料等の著作権は奄美市に帰属するものとする。
- (6) 提出書類の返却は行わない。
- (7) 提出書類、審査内容、審査経過等については公表しないものとする。

14 連絡先及び提出先

奄美市商工観光情報部 観光課 観光政策係 担当：兼田^{かねだ}

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8

TEL : 0997-52-1148 FAX : 0997-52-1364 Mail : kanko@city.amami.lg.jp

以上

令和3年度奄美市VR動画を活用した観光誘客事業

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和3年度奄美市VR動画を活用した観光誘客事業

2 履行期限

令和4年2月28日（月）

3 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業を取り巻く状況は大きく変化を続けている。近年、旅行客の来島が増加傾向にあった奄美大島においても影響が大きく、来客数の大幅な減少により観光事業者を中心とする様々な産業で業績が悪化している。そのため、今後の着実な誘客回復には、中長期的な取組の推進が必要である。

本事業は、島外の観光PRイベント、旅行素材説明会及びインターネット上で、仮想現実（以下「VR」という。）の技術を用いて奄美大島の自然、文化や歴史、グルメ、アクティビティなど様々な魅力を複合的に紹介することにより、奄美大島の認知度向上を図るとともに、観光客の誘客を促進することを目的とする。

4 業務内容

(1) VR動画制作

ア 概要

- ・奄美大島の観光地としての魅力を発信することを目的として、VR動画（360°）を制作する。
- ・動画のメイン撮影手法は体験者目線とする。なお、視聴後に実際奄美大島を訪れ体感したいと思えることが期待される内容とし、来訪者の増加への寄与が見込まれるものとする。
- ・動画は、単純な360°映像の提供にとどまらず、VRの特性（没入感）を活用し、季節感や時間の流れを感じられる内容及びストーリー性をもった内容とすること。ただし、単純な映像の提供及び羅列が最適の場合、奄美市と協議の上決定すること。
- ・制作したVR動画は、下記(2)で示すVRゴーグルでの視聴、奄美市HPへの掲載、YouTube等動画投稿サイトへの投稿を想定している。

イ VR動画撮影・編集

- ・制作数：テーマ別動画8本程度，ダイジェスト版動画1本
- ・内容：制作する動画のテーマ（※）をそれぞれ設定すること。
設定したテーマの序盤を体験できる内容とすること。
※テーマ例（あくまで一例とする）
アクティビティ（金作原散策，SUP，マングローブカヌー，ナイトツアー），景勝地・自然（大浜海岸サンセット，あやまる岬展望台，海でのクリアカヌー），歴史文化（大島紬の着付け・泥染，種下ろし，ウタアシビ），グルメ（郷土料理，黒糖焼酎），街歩き（地元の人との交流，夜の屋仁川街歩き）
- ・撮影場所：設定したテーマに沿った奄美大島内の観光コンテンツを選定すること。
- ・VR動画のテーマ及び撮影場所については，企画提案書の提案内容をもとに奄美市と協議の上正式に決定することとする。
- ・フレームレート：45fps以上
- ・解像度：360° 4K以上（平面の場合フルハイビジョン相当）
- ・ファイル形式：MP4
- ・動画再生時間：テーマ別動画1本あたり2分程度，ダイジェスト版3分程度を想定するが，撮影する素材により異なってよい。その動画に最適な再生時間を設定し，奄美市と協議の上決定すること。
- ・字幕やナレーション等説明のない視覚的の訴求可能な動画とすること。ただし，字幕やナレーション等を利用する手法が最適の場合，奄美市と協議の上，対応すること。また，動画には必要に応じて，最適と考えられるBGMを使用すること。
- ・超高精細撮影機材や遠隔操縦機（ドローン）など，映像を制作するための最新鋭の撮影機材や映像技術を十分に活用し，タイムラプス，スローモーション，逆再生，停止等の特殊効果を工夫することで，観光誘客に繋がる魅力的な動画とすること。また，これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続きは受託者自身で行うこと。
- ・水中を撮影する際には，必要に応じて潜水士免許，又はダイビングライセンスを持った者が撮影を行うこと。
- ・制作にあたっては，優れた撮影技術で奄美大島の魅力を十分に伝えられる撮影者や手法を選定すること。また，過去に日本政府観光局（JNTO），県，地方自治体及びそれに類する団体の，観光誘客に関する動画制作事業で実績のある映像作家等を起用すること。
- ・VR動画には撮影者が映らないようにすること。また，一般の観光客等が映る場合は，顔をぼかす処理を加える，当人から使用許諾を書面で得るなど，肖像権を侵害しないようにすること。
- ・撮影の許可等が必要な場合は，受託者において事前に管理者等に撮影及び

動画配信の許可を得ること。

- ・制作したVR動画は、観光PRイベント等でスタンドアローン型VRヘッドセットを利用して使用することが前提だが、YouTube等の動画投稿サイトへの投稿も想定しているため、必要な設定(ダウンサイジング)も行うこと。
- ・制作した成果品動画はまとめた納品ではなく、その都度納品すること。

(2) 機器の調達

- ・スタンドアローン型VRヘッドセット 10セット
※想定機器は「Oculus Quest 2 256GB」であるが販売中止等の場合はスペックが同程度のものを調達すること。
- ・スマートフォン用使い捨てVRゴーグル 1000個
※想定機器は山田化学株式会社ダンボール製「VR Goggles」であるが販売中止等の場合は同程度のものを調達すること。

(3) VR映像動画の撮影編集技術の指導・初期設定

ア 撮影編集技術の指導

- ・受託者は、奄美市が指定する者(奄美市内の動画撮影事業者及び奄美市職員を想定)に対して、基本的な撮影・編集方法の指導を行うこと。併せて編集ノウハウをまとめたテキストを作成すること。

なお、奄美市が指定する者が使用する撮影機材は、360° 4K以上のVR動画が撮影できるカメラ、編集ソフトは、「Power Director」、「Final Cut Pro X」及び「Adobe Premiere Pro」を想定すること。

- ・指導にあたっては、撮影・編集について初心者に対して分かりやすく説明できる能力を持った者が行うこと。

イ 初期設定

- ・上記(2)で調達したスタンドアローン型VRヘッドセットは初期設定を行い、本事業で制作したVR動画を保存すること。併せて、奄美市が指定する者に基本的な使用方法の指導を行うこと。加えて操作マニュアルを作成すること。

(4) その他

- ・撮影や編集に係る一切の経費(機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、各種データ費等)は、全て当初の契約金額に含むこと。
- ・受託者は、本業務にあたって十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。

5 業務予算額 10,000,000円以内(税込)

6 業務の進め方

受託者は、本業務を円滑かつ効率的に進めるために、委託者(奄美市)と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。なお、仕様書に明記されていない

事項は、その都度奄美市と十分協議したうえ、その指示に従うこと。また、作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合も同じく、その都度奄美市と十分協議したうえ、その指示に従うこと。併せて、奄美市は必要に応じ受託者に対して、委託事業の実施状況について調査をし、また報告を求めることができる。

7 成果品の提出

下記のとおり納品すること。VR動画の納品にあたっては、DVD、HDD等の記録媒体にて納品すること。

(1) 提出物

- ・ 4 (1) で制作したVR動画を収めた電子記録媒体 3部
- ・ 4 (2) 及び(3)で調達したVRゴーグル
- ・ 4 (3) で制作したテキスト
紙媒体 (A4版) 2部 電子記録媒体 2部
- ・ 業務実績報告書 紙媒体 (A4版) 3部 電子記録媒体 1部

(2) 提出期限

令和4年2月28日(月)

ただし、テーマ別動画は制作ができ次第、全ての制作完了を待たず提出すること。

(3) 提出場所

奄美市役所商工観光情報部袖観光課

8 成果物等の著作権

- (1) 本業務で制作した成果品及び著作権の一切は、奄美市に帰属する。
- (2) 本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払いを含む一切の手続きを受託者が行うものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- (4) 奄美市は成果品を公表することができる。この奄美市の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- (5) 本業務実施のために使用された受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を使用したものにおいては、奄美市はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- (6) 受託者は、奄美市が認めた場合のみを除き、成果品にかかる著作者人格権を行使できないものとする。

9 一般事項

- (1) 受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任で賠償する。
- (2) 受託者は、本業務上必要な関係書類を常に整備し、奄美市から提出を求められた際は速やかに提出する。

10 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。また、本業務で制作した成果物を奄美市の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。契約期間が終了した後も同様とする。

11 個人情報の保護

本業務で個人情報を扱う場合は、個人情報の管理に最善の注意を払うものとする。また、個人情報を改ざん、破損、滅失および漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じるものとする。

12 手直し

受託者は計画業務が完了した時、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

13 特記事項

- (1) 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに奄美市と協議し、その指示を受けなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、奄美市と協議の上対応を決定する。
- (3) 受託者から提出された企画提案の内容は尊重するが、当該企画提案の内容をそのまま採用するものではない。
- (4) 業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染拡大防止や事業運営体制の確保に努めること。

企画提案書等の作成について

1. 提案に伴う必要書類の内容

No	項目	備考
1	企画提案応募申請書	様式4
2	企画提案書	内容は下記「3.提案書の内容」を参照。 また、匿名により作成すること(下記「注意点」参照)。
3	登記簿謄本(正本)	発行3か月以内のもの。 法人格を有しない場合は不要
4	財務諸表	直近の貸借対照表及び損益計算書。
5	法人事業税の納税証明書 (正本)	法人格を有しない場合は不要
6	法人税の納税証明書(正本)	法人格を有しない場合は代表者個人の納税証明書
7	消費税及び地方消費税の納 税証明書(正本)	法人格を有しない場合は不要
8	共同企業体協定書	様式5

※共同企業体の場合、3～7は会社毎に提出すること。

2. 提出部数

正本 1部

企画提案書については、副本も加え合計8部提出し、PDFデータも提出(メール送付可)すること。

3. 提案書の内容

【注意点】

選定にあたっては、より公正公平に審査を行うため、提案者の名称等を伏せ、全て匿名により行います。提案書の作成にあたっては、すべての書類において提案者が識別できる文章、文言、デザイン及びロゴ等の使用を避けるように注意してください。

表紙右上には、参加申込後に交付された参加者番号を記載してください。

・次頁の提案内容を項目別にそれぞれまとめること。

No	項目	記載内容
1	会社概要	<p>会社概要は最低限下記の事項を記載ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総従業員数及びその内訳(職種、構成人数、業務組織図など) ・資産等状況(資本金、自己資本、純資産) ・設立年と営業年数 ・取扱業務
2	業務の実施体制等	<p>①業務を実施する上での貴社の組織体制を提案してください。 ②当該業務を遂行するための人員体制を提案してください。 ③市への報告、連絡体制について提案してください。 ④業務のスケジュールについて提案してください。</p>
3	類似業務の実績	<p>過去における本業務と同様の業務実績を報告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務名、実施期間、委託した団体名、業務内容、委託金額等
4	経費の見積り	<p>提案にあたっては、総額10,000千円(税込)の範囲内で見積もってください。※内訳についてはできる限り細かく明示し、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載してください。</p> <p>積算の費目は次の内容で作成してください。</p> <p>(ア)直接人件費 (イ)直接経費(例:アルバイト等の賃金、旅費、使用料、備品購入費、消耗品費、など) (ウ)一般管理費(直接人件費+直接経費)×10%以内 (エ)消費税→上記ア～ウの合計額×消費税率10% (オ)その他(上述の費目以外の必要な経費を適宜追加)</p>
5	制作動画	<p>①奄美大島の誘客促進について、VR動画で最も効果的と考えられる撮影手法、編集手法等を提案してください。 ②仕様書4(1)イに記述された、制作する動画のテーマ例及びストーリーを8本提案してください</p>
6	調達機器	<p>仕様書4(2)に記述されたVR用ゴーグルについて、機器名及びその理由等を提案してください。</p>
7	撮影編集技術	<p>提案者が起用する撮影編集技術者が制作したサンプル動画を、DVD等記録媒体に保存し、提出してください。 なお、サンプル動画はVR形式に限らず、また過去に撮影されたものでもよいものとします。</p> <p>※動画形式:MP4 動画時間:1分以上3分以内</p>

・上記1～6の提案内容を項目別にそれぞれまとめること。

・提案書の形態

- ◆A4判用紙に横置き長辺とじ・両面印刷10枚以内(表紙等含む・合計20ページ以内)
- ◆提案内容の項目「1」～「6」ごとにインデックスを付けるなど見やすいように作成すること
- ◆提案内容の項目「7」サンプル動画記録媒体は、企画提案書と同数(8部)提出すること

以上